

## 高齢者安全運転支援装置の設置費補助制度

7月1日から65歳以上を対象に後付けの「安全運転支援装置」の購入・設置に対する補助を開始しました。対象者や自動車、安全運転支援装置には、要件があります。詳しくは、危機管理課までお問い合わせください。

▶申請期間／令和3年3月1日(月)まで

▶補助金額／装置の購入設置にあたって負担した額の5分の4(1,000円未満切り捨て)

上限金額

●障害物検知機能付き 32,000円

●障害物検知機能なし 16,000円

※設置に際して行った自動車の故障箇所の修理や改造に係る経費は除きます。

▶申請方法／安全運転支援装置の設置日から3か月を経過する日または令和3年3月1日のいずれか早い日までに、以下の書類などを危機管理課または各支所へご提出ください。(郵送可)

- 申請書兼実績報告書(\*)
- 安全運転支援装置販売・設置証明書(認定取扱事業者が発行(\*))
- 補助金交付請求書(\*)
- 運転免許証の写し
- 車検証の写し
- 領収証またはレシートの写し
- 通帳の写し(銀行名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人がわかるページ)
- 印鑑(朱肉使用の認印)

(\*)窓口で配布または市ホームページからダウンロード可

今年度限り



問 危機管理課 ☎(55)7130 〒496-8555(住所不要) 🌐<https://www.city.aisai.lg.jp/>

## STOP! あおり運転!

令和2年6月10日に公布された道路交通法の一部を改正する法律により、妨害運転罪(あおり運転)に対する罰則が創設されました。

これにより、令和2年6月30日から、他の車両などの通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持などの違反を行うことは厳正な取締りの対象となり、懲役3~5年以下の刑または罰金に処せられることになりました。

### 車の運転をする時は…

- ✓ 周りの車などに対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、安全な速度・方法での運転を心がけましょう。
- ✓ 十分な車間距離を保ち、不必要な急ブレーキや無理な進路変更などは絶対にやめましょう。
- ✓ 事故やトラブルのときにあなたを守るドライブレコーダーを装着し有効に活用しましょう。



もしもあおり運転をうけたときは、交通事故に遭わない場所に避難し、車外には出ることなく、ためらわず**110番通報**をしてください。

問 危機管理課 ☎(55)7130